

検討事項に関する主要な論点及び検討資料
(労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否等関係)

	ページ
1．主要な論点	・・・ 1
2．検討資料	・・・ 2

労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否等についての主要な論点

- 1 労働関係事件の性質と訴訟手続の在り方（現行の労働関係事件に係る民事訴訟手続の現状と評価等）
- 2 労働関係事件に係る民事裁判の充実、迅速化
 - (1) 審理期間の短縮
 - (2) 計画審理（事件の振分け等）
 - (3) 証拠の収集
 - (4) その他
- 3 労働関係事件に係る民事裁判へのアクセス
 - (1) 簡便な定型の訴状の活用
 - (2) 訴訟費用の在り方等
 - (3) その他
- 4 その他
 - (1) 少額訴訟手続の活用
 - (2) 仮処分手続と本案訴訟手続
 - (3) その他

労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否等についての検討資料

本資料は、「労働関係事件への総合的な対応強化に係る検討すべき論点項目（中間的な整理）」の「4 労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否について」の各論点項目（枠囲み中に掲記）に関して、検討の参考として、事務局において、関係法令、参考文献その他の関連事項を記載したものである。

4 労働関係事件固有の訴訟手続の整備の要否について

(1) 労働関係事件の性質と訴訟手続の在り方

- ・ 労働関係訴訟事件の意義（対象となる紛争の明確化，民事訴訟事件全体の中での労働関係訴訟事件の位置付け）
- ・ 労働関係訴訟事件の処理に求められるもの
- ・ 労働関係訴訟事件における民事訴訟手続の現状と評価
- ・ 仮処分手続と本案手続の二重構造の当否

[1] 労働関係事件

民事訴訟において争われる労働関係事件の争点の内容としては、例えば以下のようものが一応考えられる。

- ・ 賃金、退職金等の不払い
- ・ 解雇
- ・ 労働契約の更新拒絶
- ・ 配転・出向
- ・ 差別的取扱い
- ・ セクシュアル・ハラスメント
- ・ 争議行為
- ・ 労働災害（安全配慮義務違反等） 等

(2) 民事裁判の充実，迅速化（ 現在，法制審議会において検討中）

- ・ 目標とされるべき審理期間（紛争の種類ごとの目標，訴訟上の各段階までに要する期間・時期等，適正手続とのバランス，和解との関係）
- ・ 審理の遅延の原因と対応策
- ・ 計画的な審理の在り方（審理計画の策定，民事訴訟法の特則の必要性の要否）
- ・ 事件の振分け（迅速に判決を目指す事件と和解的な解決を目指す事件の振分け及びその手続の在り方）
- ・ 証拠の偏在への対応

[2] 労働関係民事事件の審理期間

労働関係民事通常訴訟事件（平成13年度・既済事件・全国地裁）の平均審理期間は13.5か月、労働関係仮処分事件（平成13年度・既済事件・全国地裁）の平均審理期間は3.7か月となっている。

また、裁判所における手続の一層の迅速化を図るため、第一審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終局させること等を目標とするとともに、国の責務、裁判所・当事者等の責務、迅速化に関する最高裁判所の検証その他の事項を規定する「裁判の迅速化に関する法律案」を今通常国会に提出しているところである。

[3] 計画審理

法務省法制審議会において、民事訴訟一般に関する計画審理の在り方について検討が行われ、訴訟手続の計画的進行、審理の計画等の事項を規定する「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が今通常国会に提出されているところである。

【参照条文】

民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）（抄）
（審理の計画）

第165条 大規模訴訟においては、裁判所及び当事者は、適正かつ迅速な審理の実現のために、進行協議期日その他の手続を利用して審理の計画を定めるための協議をするものとする。

[4] 証拠収集等の手続

当事者は、主張・立証の準備のため当事者照会（民事訴訟法第163条）を行うことができるとともに、証拠調べにおいて文書提出命令（同第219条以下）及び文書送付の囑託（同第226条）を申し立てることができる。

また、法務省法制審議会において、民事訴訟一般に関する訴えの提起前における証拠収集等の手続の拡充の在り方について検討が行われ、訴えの提起前における照会、証拠収集の処分等の事項を規定する「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が今通常国会に提出されているところである。

【参照条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）（抄）
（当事者照会）

第163条 当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができる。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 具体的又は個別的でない照会
- 二 相手方を侮辱し、又は困惑させる照会
- 三 既にした照会と重複する照会
- 四 意見を求める照会
- 五 相手方が回答するために不相当な費用又は時間を要する照会
- 六 第百九十六条又は第百九十七条の規定により証言を拒絶することができる事項と同様の事項についての照会

（書証の申出）

第219条 書証の申出は、文書を提出し、又は文書の所有者にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。

（文書提出義務）

第220条 次に掲げる場合には、文書の所有者は、その提出を拒むことができない。

- 一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。
- 二 拳証者が文書の所有者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。

- 三 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、文書が次に掲げるもののいずれにも該当しないとき。
 - イ 文書の所持者又は文書の所持者と第九十六条各号に掲げる関係を有する者についての同条に規定する事項が記載されている文書
 - ロ 公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの
 - ハ 第九十七条第一項第二号に規定する事実又は同項第三号に規定する事項で、黙秘の義務が免除されていないものが記載されている文書
 - ニ 専ら文書の所持者の利用に供するための文書（国又は地方公共団体が所持する文書にあっては、公務員が組織的に用いるものを除く。）
 - ホ 刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書
（文書送付の囑託）

第226条 書証の申出は、第二百十九条の規定にかかわらず、文書の所持者にその文書の送付を囑託することを申し立ててすることができる。ただし、当事者が法令により文書の正本又は謄本の交付を求めることができる場合は、この限りでない。

(3) 裁判へのアクセスの在り方

- ・ 定型訴状の活用等
- ・ 訴訟費用，弁護士報酬，訴訟代理の在り方等

[5] 訴状

訴状には、原則として、当事者及び法定代理人、請求の趣旨及び原因を記載することとされている。

【参照条文】

民事訴訟法（抄）

（訴え提起の方式）

第133条 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。

2 訴状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 請求の趣旨及び原因

（口頭による訴えの提起） 《簡易裁判所の訴訟手続》

第271条 訴えは、口頭で提起することができる。

（訴えの提起において明らかにすべき事項） 《簡易裁判所の訴訟手続》

第272条 訴えの提起においては、請求の原因に代えて、紛争の要点を明らかにすれば足りる。

（任意の出頭による訴えの提起等） 《簡易裁判所の訴訟手続》

第273条 当事者双方は、任意に裁判所に出頭し、訴訟について口頭弁論をすることができる。この場合においては、訴えの提起は、口頭の陳述によってする。

民事訴訟規則（抄）

（訴状の記載事項・法第一百三十三条）

第53条 訴状には、請求の趣旨及び請求の原因（請求を特定するのに必要な事実をいう。）を記載するほか、請求を理由づける事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。

2 訴状に事実についての主張を記載するには、できる限り、請求を理由づける事実についての主張と当該事実に関連する事実についての主張とを区別して記載しなければならない。

3 攻撃又は防御の方法を記載した訴状は、準備書面を兼ねるものとする。

4 訴状には、第一項に規定する事項のほか、原告又はその代理人の郵便番号及び電話番号

号（ファクシミリの番号を含む。）を記載しなければならない。

（訴状の添付書類）

第55条 次の各号に掲げる事件の訴状には、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- | | | |
|---|---------------|------------|
| 一 | 不動産に関する事件 | 登記簿謄本 |
| 二 | 人事訴訟事件 | 戸籍謄本 |
| 三 | 手形又は小切手に関する事件 | 手形又は小切手の写し |
- 2 前項に規定するほか、訴状には、立証を要する事由につき、証拠となるべき文書の写し（以下「書証の写し」という。）で重要なものを添付しなければならない。

[6] 訴訟費用

民事訴訟等の費用の額を改めること等を規定する民事訴訟費用等に関する法律の一部改正案を今通常国会に提出しているところである。

[7] 弁護士報酬

現在、司法アクセス検討会において検討が行われているところである。

[8] 訴訟代理

【参照条文】

民事訴訟法（抄）

（訴訟代理人の資格）

第54条 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ訴訟代理人となることができない。ただし、簡易裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を訴訟代理人とすることができる。

（第2項 略）

(4) その他

- ・ 少額訴訟手続の活用（ 現在，その訴額上限について法制審議会において検討中）
- ・ 仮処分手続の在り方（証拠調べの在り方）
- ・ 単純な事件を処理するための簡易な訴訟手続の要否
- ・ 一定の事件の優先的な取扱いの要否

[9] 少額訴訟手続

簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が30万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、原則として1期日で審理を完了する少額訴訟の手続が設けられている。

なお、法務省法制審議会において、簡易裁判所の機能の充実に関して検討が行われ、少額訴訟の訴額の上限額を60万円に引き上げること等を規定する「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が今通常国会に提出されているところである。

【参照条文】

民事訴訟法（抄）

（少額訴訟の要件等）

第368条 簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が三十万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

2 少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない

ない。

3 前項の申述をするには、当該訴えを提起する簡易裁判所においてその年に少額訴訟による審理及び裁判を求めた回数を届け出なければならない。

(一期日審理の原則)

第 3 7 0 条 少額訴訟においては、特別の事情がある場合を除き、最初にすべき口頭弁論の期日において、審理を完了しなければならない。

2 当事者は、前項の期日前又はその期日において、すべての攻撃又は防御の方法を提出しなければならない。ただし、口頭弁論が続行されたときは、この限りでない。

(証拠調べの制限)

第 3 7 1 条 証拠調べは、即時に取り調べるができる証拠に限りすることができる。

(証人等の尋問)

第 3 7 2 条 証人の尋問は、宣誓をさせないですることができる。

2 証人又は当事者本人の尋問は、裁判官が相当と認める順序とする。

3 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方と証人とが音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、証人を尋問することができる。

(通常の手続への移行)

第 3 7 3 条 被告は、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。ただし、被告が最初にすべき口頭弁論の期日において弁論をし、又はその期日が終了した後は、この限りでない。

2 訴訟は、前項の申述があった時に、通常の手続に移行する。

3 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない。

一 第三百六十八条第一項の規定に違反して少額訴訟による審理及び裁判を求めたとき。

二 第三百六十八条第三項の規定によってすべき届出を相当の期間を定めて命じた場合において、その届出がないとき。

三 公示送達によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

四 少額訴訟により審理及び裁判をするのを相当でないとして認めるとき。

4 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 訴訟が通常の手続に移行したときは、少額訴訟のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

(判決の言渡し)

第 3 7 4 条 判決の言渡しは、相当でないとして認める場合を除き、口頭弁論の終結後直ちにすること。

2 前項の場合には、判決の言渡しは、判決書の原本に基づかないことができる。

この場合においては、第二百五十四条第二項及び第二百五十五条の規定を準用する。

(控訴の禁止)

第 3 7 7 条 少額訴訟の終局判決に対しては、控訴をすることができない。

(異議)

第 3 7 8 条 少額訴訟の終局判決に対しては、判決書又は第二百五十四条第二項(第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。) の調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

2 第三百五十八条から第三百六十条までの規定は、前項の異議について準用する。

(異議後の審理及び裁判)

第 3 7 9 条 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続によりその審理及び裁判をする。

2 第三百六十二条、第三百六十三条、第三百六十九条、第三百七十二條第二項及び第三百七十五条の規定は、前項の審理及び裁判について準用する。

(異議後の判決に対する不服申立て)

第 3 8 0 条 第三百七十八条第二項において準用する第三百五十九条又は前条第一項の規定によってした終局判決に対しては、控訴をすることができない。

2 第三百二十七条《編注：特別上告》の規定は、前項の終局判決について準用する。

[10] 仮処分手続

民事訴訟の本案の権利の実現を保全するため、仮の地位を定めるための仮処分等の民事保全の手続が用意されている。

【参照条文】

民事保全法（平成元年法律第91号）（抄）

（趣旨）

第1条 民事訴訟の本案の権利の実現を保全するための仮差押え及び係争物に関する仮処分並びに民事訴訟の本案の権利関係につき仮の地位を定めるための仮処分（以下「民事保全」と総称する。）については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

（仮処分命令の必要性等）

第23条 係争物に関する仮処分命令は、その現状の変更により、債権者が権利を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は権利を実行するのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに発することができる。

2 仮の地位を定める仮処分命令は、争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

（第3項 略）

4 第二項の仮処分命令は、口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。